

対象者	ひとり親家庭等医療 子ども課 ☎(3332)2074	③父母から1年以上遺棄されて いる児童
	④父母が海外にいるため、1年 以上その扶養を受ける」とが できない児童	⑤父母が精神または身体の障が いにより長期にわたって労働 能力を失っているため、扶養 を受けることができない児童
①父母と死別した児童	⑥父母が法令により引き続き1 年以上拘禁されているため、 扶養を受けることができない 児童	⑦婚姻をせずに母または父とな り、現に婚姻をしていない人 〔父母のいない児童〕
②父母の生死が1年以上明らか でない児童	⑧申請時に必要なもの	①健康保険証②印鑑③児童扶養手 当証書または遺族年金証書(該當 者④戸籍謄本⑤所得証明書⑥そ の他要件を確認できる証明など) ※申請者の状況によって必要な 書類が異なります。詳しくは お問い合わせください。
小学校就学後から18歳未満の、 父母のいない児童で、次の要件 に該当する人。	重度障害者医療 障害福祉課 ☎(3332)2073	対象者 市内在住で健康保険 に加入し、次のいずれかの項目 に該当する人。(所得制限あり)

医療費の一部を助成します
毎年8月は更新手続きが必要です。

(該当者には通知書を送付しています)
※乳幼児医療の更新手続きは不要です。

<p>① 小学校就学後から65歳未満の重度の障がいがある人</p> <p>② 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している重度の障がいがある人</p>
<p>障害要件</p> <p>① 身体障害者手帳(1級または2級)所持者②療育手帳(A)の所持者③精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者④身体障害者手帳(3級)所持者で、知能指数が36以上50以下の人⑤障害基礎年金の1級に該当し、傷病名が知的障がいまたは精神遲滞の人</p>
<p>助成内容</p> <p>一部自己負担金を除く医療費を助成します。</p>
<p>一部自己負担金(1 医療機関)と(通院)月額500円</p>
<p>(入院)日額500円</p>
<p>(月10日限度)</p>
<p>※低所得世帯の場合は日額300円(月10日限度)</p>
<p>※精神病床への入院に係る費用は対象外となります</p>
<p>申請時に必要なもの</p>
<p>① 健康保険証(受給者本人分)② 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳③ 平成23年1月2日以降に転入した人は、本人と配偶者または扶養義務者の前年の所得課税証明書</p>
<p>医療機関が県外の場合</p>
<p>医療証は使えません。一度自己負担分を支払い、後日、市役所窓口(子ども課・障害福祉課・二丈・志摩支所)で払い戻しの手続きを行つてください。</p>
<p>※申請に医療機関の領収書が必要な場合があります。</p>
<p>加入している保険の変更</p>
<p>変更後の健康保険証を市役所窓口まで持参し、必ず手続きをしてください。</p>
<p>また、資格がなくなつたときは、医療証を返還してください。</p>
<p>助成内容</p>
<p>6歳になる誕生日の</p>
<p>出生不要</p>

水分補給は十分に

汗は、ゆっくりじっくりかくようにしましょう。噴き出すような汗は、ナトリウムやカルシウムなど、血液中に必要なミネラルが出てしまう可能性があります。水分補給は、水に塩(500mlの水にひとつまみ入れる程度)を入れて飲むか、スポーツドリンクをお勧めです。

基本は日常の健康管理

睡眠不足、体調不良、過度の飲酒、朝食欠食、風邪による発熱などは、熱中症の発症に影響します。

また、肥満の人は、暑さに弱い傾向があります。皮下脂肪は、断熱作用があるので、体温が外に出にくくなります。まずは肥満解消が大事ですが、急激な運動は避けましょう。

涼しい住環境を

ひさしやよしず、すだれなどを活用し、直射日光を遮り室内の温度を上げない工夫を。どうしても暑いときは、エアコンと扇風機を併用し、気流をつくることで快適性は保たれます。